

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 30 年 3 月 14 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700220号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700071号

第1 結論

請求者のA事務所(現在は、B事務所)における平成20年7月18日の標準賞与額を8万8,000円から88万円に訂正することが必要である。

平成20年7月18日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月18日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月18日

A事務所から請求期間に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、当初、8万8,000円と記録されていたが、現在は、保険給付の対象とならない88万円の記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、請求期間に係る標準賞与額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事務所から提出された給与一覧表(平成20年7月分賞与)により、請求者は、A事務所から請求期間に88万円の賞与を支給され、88万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料6万5,982円を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年7月18日の賞与について、請求者の訂正後の賞与額(88万円)に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年12月13日に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の平成20年7月18日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認め

られる。